

議案第190号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|----------------|-----------------|-------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 事務の種類 | 手数料の額 | 事務の種類 | 手数料の額 |
| 1～51の2 [略] | | 1～51の2 [略] | |
| 51の3 [略] | | 51の3 [略] | |
| <u>51の4</u> 法第12条第7項に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付 | 1通につき 400円 | | |
| 51の5 [略] | | <u>51の4</u> [略] | |
| 52～59 [略] | | 52～59 [略] | |
| 60 [略] | | 60 [略] | |
| 60の2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査 | 1件につき 160,000円 | | |
| 61～72 [略] | | 61～72 [略] | |
| 備考 [略] | | 備考 [略] | |

附 則

この条例中別表第60項の次に1項を加える改正は平成26年12月24日から、

その他の改正は平成27年4月1日から施行する。